

○横芝光町草刈機貸出要領

平成26年10月31日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、協働のまちづくりを推進するため、町内にある道路、河川、海岸、観光資源その他公共的な用地、耕作放棄地等を適正に管理しようとする団体等に対し、町が保有する草刈機を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「草刈機」とは、産業課が管理する乗用草刈機及び自走式草刈機並びに都市建設課が管理する自走式草刈機をいう。

(平31告示7・一部改正)

(貸出対象者)

第3条 町が草刈機を貸出しすることができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内の行政区

(2) 町内の環境保全を目的とするボランティア団体又は農業関係団体

(3) その他町長が認めるもの

(申請)

第4条 草刈機の貸出しを希望する前条に規定する対象となる団体等の代表者は、あらかじめ草刈機貸出申請書(別記第1号様式)により町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他の本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、草刈機の貸出しを行うものとする。

(貸出時間及び返却時間並びに貸出期間)

第5条 草刈機の貸出時間及び返却時間は、開庁日（横芝光町の休日に関する条例（平成18年横芝光町条例第2号）第1条に規定する町の休日を除く日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 草刈機の貸出期間は、1回の貸出しにつき5日以内とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第6条 草刈機の貸出しを受けたもの（以下「使用団体等」という。）は、貸出しの決定を受けた目的以外にこれを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(決定の取消し)

第7条 町長は、使用団体等がこの告示に違反したときは、貸出しの決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により貸出しの決定を取り消した場合において、使用団体等に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 草刈機の使用料及び燃料費は無料とし、運搬費その他の使用に係る費用は、使用団体等の負担とする。

(使用団体等の責務)

第9条 使用団体等は、貸出しを受けた草刈機について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用団体等は、貸出しを受けた草刈機を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

3 第三者に対する賠償責任は、原則として使用団体等が責任を負うものとする。

(貸出しの調整、管理及び点検)

第10条 草刈機の貸出しの調整、管理及び点検は、産業課及び都市建設課において行うものとする。

2 産業課及び都市建設課は、円滑な貸出事務を行うため、草刈機の貸出状況を草刈機管理台帳（別記第2号様式）により管理するものとする。

(平31告示7・一部改正)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月1日から施行する。

(横芝光町乗用草刈機貸出要領の廃止)

2 横芝光町乗用草刈機貸出要領（平成25年横芝光町告示第45号）は、廃止する。

附 則（平成31年告示第7号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年告示第5号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

（表）

草刈機貸出申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号
(携帯電話)

横芝光町草刈機貸出要領第 4 条の規定により、裏面注意事項を遵守し、次のとおり草刈機の貸出しを申請します。

貸 出 車 種	乗用草刈機 (産業課) ・ 自走式草刈機 (産業課・都市建設課)
使 用 目 的	
貸 出 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 場 所	横芝光町
本人確認書類	本人であることを確認できる書類 (健康保険証・運転免許証・その他 ())
備 考	

(裏)

草刈機使用に関する注意事項

- 1 借受け及び返却の際は、職員の立会いの下、草刈機が正常に作動することの確認を受けること。
- 2 草刈機は、事前に予約した者が借り受けるものとする。
- 3 申請者の連絡先は、日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 4 使用団体等から第三者への譲渡又は転貸は、行わないこと。
- 5 草刈機は、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。
- 6 返却期間及び返却時間を厳守すること。
- 7 草刈機を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

	日時	借受け人(住所・氏名・電話)	動作確認	損傷の有無	対応	担当
借 受 日	年 月 日 時 分	住 所				
		氏 名				
		電 話				
返 却 日	年 月 日 時 分	住 所				
		氏 名				
		電 話				
借 受 日	年 月 日 時 分	住 所				
		氏 名				
		電 話				
返 却 日	年 月 日 時 分	住 所				
		氏 名				
		電 話				
借 受 日	年 月 日 時 分	住 所				
		氏 名				
		電 話				
返 却 日	年 月 日 時 分	住 所				
		氏 名				
		電 話				

別記第 1 号様式（第 4 条）

（平 3 1 告示 7 ・ 平 3 1 告示 3 5 ・ 令 5 告示 5 ・ 一部改正）

第 2 号様式（第 1 0 条）